

茅野市告示第 89 号

茅野市特定創業者等支援奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 29 日

茅野市長 今井 敦

茅野市特定創業者等支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域産業の持続的な成長促進を図るため、市内で創業又は事業承継した者に対し、予算の範囲内において茅野市特定創業者等支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和 39 年茅野市規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定創業者 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明を受けた者をいう。
- (2) 代表者 市内に本社がある中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者の代表権を有する者をいう。

(奨励金の交付)

第 3 条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する特定創業者又は代表者（以下「補助対象者」という。）に交付する。

- (1) 奨励金の申請年度（以下「申請年度」という。）において茅野市コワーキングスペース条例（平成 29 年茅野市条例第 19 号）第 2 条に規定する茅野市コワーキングスペースを本社住所地として事業を開始した特定創業者
- (2) 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める分類表のうち、別表に定める事業を主たる事業として営み、かつ、代表者の年齢が 65 歳以上の中小企業者から、申請年度において当該事業を承継した代表者（ただし、事業承継前の代表者の配偶者又は 2 親等以内の親族に該当する者を除き、事業を承継した時点において 60 歳未満の者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、奨励金を交付しない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）滞納者又は市税未申告者（事業を承継した法人を含む。）
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、1補助対象者あたり10万円とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする補助対象者は、第3条に規定する要件を満たした日（以下「基準日」という。）から起算して30日以内又は基準日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、茅野市特定創業者等支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

（奨励金の交付）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市特定創業者等支援奨励金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定した場合は茅野市特定創業者等支援奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、奨励金を交付するものと決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この告示に違反したとき。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

（報告及び調査）

第9条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に奨励金の交付を受けた者における第 8 条及び第 9 条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表 (第 3 条関係)

大分類 D (建設業) 大分類 E (製造業) 大分類 R (サービス業 (他に分類されないもの)) のうち中分類 88 (廃棄物処理業)、中分類 89 (自動車整備業)、中分類 90 (機械等修理業)
